



国民健康保険の 加入と脱退の手続きはお早めに！



国民健康保険は、職場の健康保険（任意継続や扶養家族を含む）に加入している人を除く、すべての人が加入することになっています。

職場の健康保険の資格を喪失した場合は、喪失後に届け出をして加入してください。なお、届け出が遅れても以前の健康保険の資格を喪失した日までさかのぼって国民健康保険に加入していただくことになり、国民健康保険税も、その日までさかのぼって納めていただくことになります。

また、現在、国民健康保険に加入中の人が職場の健康保険に加入した場合には、脱退の届け出が必要です。届け出をしていただかないと、引き続き国民健康保険税が課税されますのでご注意ください。

国保に加入するとき

- ①ほかの市区町村から転入してきたとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
- ②職場の健康保険などをやめたとき（退職日の翌日）
- ③子どもが生まれたとき
- ④生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- ①ほかの市区町村に転出するとき
- ②職場の健康保健などに加入したとき
- ③死亡したとき
- ④生活保護を受け始めたとき



加入の届け出が遅れると

- 保険税は、加入の届け出をした月からではなく、資格を得た月の分から納めることになりますので、その月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。
- 保険証がないため、その間の医療費は特別な理由がない限り全額自己負担になります。



やめる届け出が遅れると

- 保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療を受けてしまった場合、国保が負担した医療費は、あとで返していただきます。
- ほかの健康保険に入ったとき、国保をやめる届け出をしないと、保険税を二重に支払ってしまうことがあります。